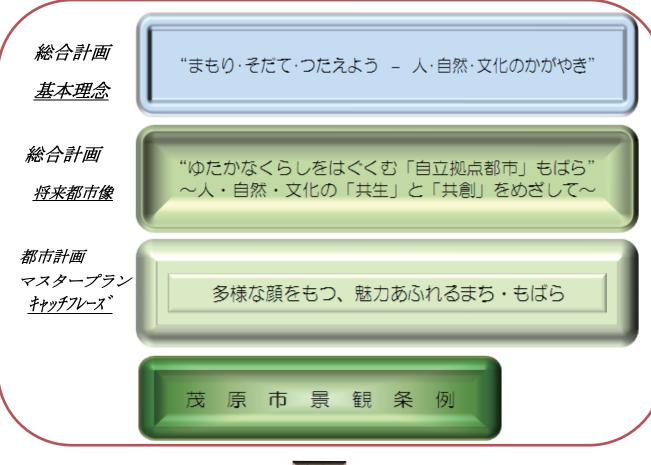
第2章 良好な景観の形成に関する方針 (景観法第8条第3項関係)

景観条例第1条の目的では、「本市における良好な景観の形成を推進するため、景観法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、美しい茂原の景観の創出に寄与することを目的とする。」としています。

また、同条例第3条の基本理念では、「市民、事業者及び市は、次の各号に掲げる理念に基づき、美しい茂原の景観形成を推進するものとする。(1)河川、公園、里山、田園等の自然環境を尊重するとともに、緑が豊かな自然景観の形成を図ること。(2)社寺等の歴史的文化的遺産及び地域の文化を踏まえた景観形成を図ること。(3)市民、事業者及び市の協働による着実な活動を積み重ねながら景観形成を図ること。(4)市民一人ひとりが主体となって、世代を超えて受け継ぐことができる景観形成を図ること。(5)周辺環境との調和に配慮し、四季折々の魅力のある景観形成を図ること。」としています。

景観条例に規定された目的、基本理念や茂原市総合計画の基本理念、将来都市像、茂原市都市計画マスタープランのキャッチフレーズ等や特性と課題で出された意見を参考にして、「茂原市都市計画マスタープラン推進市民会議」で検討し、提案されたものを本計画の基本理念、基本目標、取り組み方針として定めます。





茂原市都市計画マスタープラン推進市民会議 「基本理念・基本目標・取り組み方針」 検討 ⇒ 提案

1 基本理念

守る・伝える・創る「美しい茂原の景観」 ~豊かな自然・歴史・文化を活かして~

2 基本目標

①自然・歴史・文化

美しい自然・歴史・文化を保全、継承、創造し、市民の 豊かな心を育む景観づくり

②市民・市民協働

市民・事業者・市が協働し、特色のある手作りの景観づ (1)

③次世代への引き継ぎ・担い手育成 ふるさと

故郷を守り、育て、ぬくもりのある茂原を世代を超えて 引き継ぐ景観づくり

4魅力ある環境

茂原市に住んで良かったと思える、安全・安心で楽しく 暮らせる景観づくり

3 取り組み方針

基本理念、基本目標に基づき、魅力に満ちあふれた市内の良好な景観の形成を実現するため、①~④の各基本目標における取り組み方針を以下のとおり定めます。

① 自然・歴史・文化

- 〇里山を中心に広がる田園、水辺を守り、育て、緑と水と人の憩い のまちを構築する
- ○歴史的、文化的な建物や史跡の保全とこれらに調和した周辺の景 観をつくる
- ○藻原寺を拠点とした景観資源を守り、活かし、そこから発する文 化を象徴する景観をつくる

② 市民•市民協働

- 〇景観マップ、ルート図を作成し、市民参加による見学会などを開催する
- 〇市民ボランティアを育成し、景観PRに努める
- 〇市民・事業者・市が協働し、美しい茂原のまちを自分たちでつく るという意識をもつ制度をつくる

③ 次世代への引き継ぎ・担い手育成

- 〇子どもたちに美しい茂原・歴史ある茂原の景観の副読本*を作成し、 学習の機会をつくる
- 〇子どもたちに景観の良さを知らせるイベントを実施する
- 〇伝統芸能※の保存と後継者の育成を図る

④ 魅力ある環境

- 〇沿道構築物(看板等)を改善し、周辺環境と調和のとれたまちな みにする
- ○七夕まつり、桜まつりに加え、コスモス(市の花)・つつじ(市の木)・ 牡丹・あじさい等を中心に、四季ごとのまつりを育て、にぎわいの 景観を創り出す